

施設基準なし

A238-9

地域連携認知症集中治療加算



2014年度診療報酬改定では変更はありませんでした。

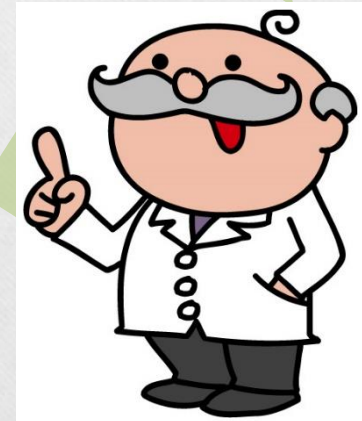


A238-9 地域連携認知症集中治療加算

退院時 1回

地域連携認知症集中治療加算

1,500点



日本ヘルスケアプランニング株式会社



日本ヘルスケアプランニング株式会社

退院時1回

「地域連携認知症集中治療加算」は、
認知症に関する短期的かつ集中的な治療のため
当該保険医療機関が、当該患者に係る
診療情報を提供し⇒ 転院し、
再び、当該保険医療機関に入院した際の
退院時に認知症集中治療を行った施設で算定する。



算定要件

(地域連携認知症集中治療加算)

認知症患者が転院して、認知症集中治療を行い
認知症集中治療を行った施設を退院する際に算定



算定要件

あなたの病院 **B病院**

※B病院は、
A314 認知症治療病棟入院料を
算定する病院

紹介元の **A病院**

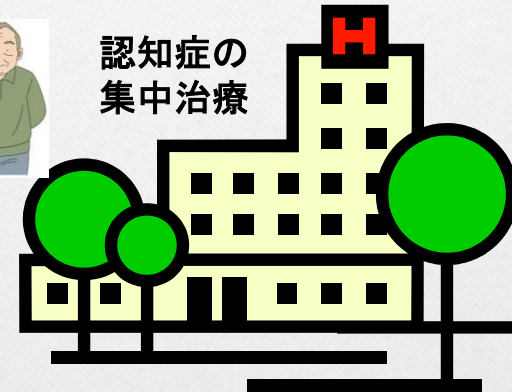
① 認知症の
集中的な治療目的で**B病院**に転院



認知症
患者さん



認知症の
集中治療



A314 認知症治療病棟入院料
を算定する**B病院**

② 60日以内に再び
当該保険医療機関**A病院**に再入院した際に、

B病院にて 退院時に限り算定できる

